認定に関する基準のイメージ

（市街化区域内で3つの基準に対応する建築物が対象）

高断熱材及び屋内環境の維持

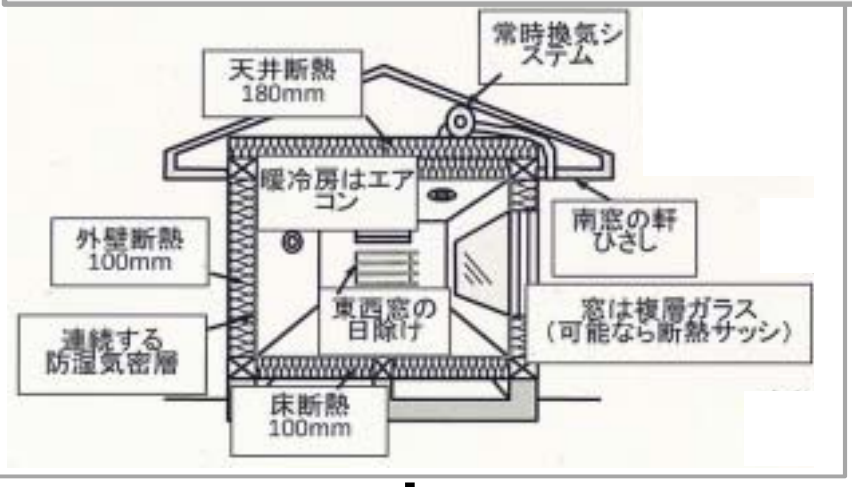

＋

一次エネルギー消費量の基準

太陽光発電パネル

＋

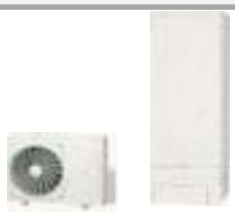

高効率給湯器

＋

その他の低炭素化に資する措置に関する基準

■代表的な事例

●HEMSの導入　※1

エネルギー使用量の「見える化」などにより居住者の低炭素化に資する行動を促進する取組を行っている。

●節水対策

節水型機器の採用や雨水の利用など節水に資する取組を行っている。

●木材の利用

木材などの低炭素化に資する材料を利用している。

●ヒートアイランド対策

敷地や屋上、壁面の緑化などヒートアイランド抑制に資する取組を行っている。

※1：ホームエネルギー・マネジメント・システム

認定による負担軽減のイメージ

（認定を受けられる対象者：住宅所有者及び建築物所有者）

【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

（一戸建ての住宅及び共同住宅等の一住居が対象）

居住年	所得税最大減税額引き上げ（10 年間）
H24年	400万円（一般300万円）
H25年	300万円（一般200万円）

	登録免許税率引き下げ
保存登記	0.1%（一般0.15%）
移転登記	0.1%（一般0.3%）

住宅ローン減税制度の控除対象借入限度額の引上げの拡大。確定申告により減税。

【容積率の不算入】

（建築物の棟ごとに対象）

低炭素化に資する設備（蓄電池蓄熱層等）について通常の建築物の床面積を超える部分が不算入